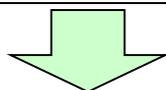


クマ捕獲後の措置に関する基準

	学習放獣対象個体	殺処分対象個体
捕獲許可申請時の判断基準	右以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に対し緊急な危害が差し迫っているもの <ul style="list-style-type: none"> a) 人身被害（登山道などクマ生息地での偶発的な被害を除く。）を発生させた個体 b) 人家侵入を起こした個体 ○ 殺処分以外による被害防除効果が薄いもの <ul style="list-style-type: none"> a) 電気柵設置や誘引物撤去等の被害防除対策を既に行っているにもかかわらず、執着し、被害を発生させた個体。ただし、被害防除対策が十分ではないと判断される場合を除く。 ○ 住民感情に配慮し、殺処分することもやむを得ないもの <ul style="list-style-type: none"> a) 過去に人身被害等が発生した地区であり、クマに対する強い恐怖心がある等特別の配慮を要する場合 ○ その他やむを得ない事情があるもの <ul style="list-style-type: none"> a) 同一市町村内に放獣可能な場所がない場合であって、他の市町村における放獣に同意が得られない場合



捕獲確認時の判断基準	右以外のもの	<p>上記のほか、捕獲許可申請時に、捕獲後の措置として学習放獣することとしていたものであって、捕獲後に次の事項が判明したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺処分以外による被害防除効果が薄いもの <ul style="list-style-type: none"> a) 電気柵設置や誘引物撤去等の被害防除対策を実施していない場所で有害獣として捕獲された個体であるが、それまでに有害獣として2度以上捕獲されている場合 b) 家畜・家禽に被害を発生させた個体（個体の非意図的な行為によって発生した被害を除く。）であって、それまでに有害獣として捕獲されたことがある場合 ○ 学習放獣の実施過程において次の事由が発生した場合であって、人の安全確保に万全を期することが困難であると現場で判断されたもの <ul style="list-style-type: none"> a) わなで捕獲された個体であって、わなが壊れそうになっている場合 b) 学習放獣に必要な体制が整わない場合 c) その他、学習放獣の迅速・適切な実施が困難な場合
------------	--------	--